

令和 8 年第 3 回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和 8 年 8 月

目 次

報 告 第 1 4 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 1 5 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 1 6 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 1 7 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について……………	9
報 告 第 1 9 号	専決処分の報告について……………	1 1

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

1 4 万 9 , 6 0 0 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 8 年 7 月 1 3 日

(報告理由)

令和８年３月２７日、市道丸山川角線において、黒瀬支所の構内道路から当該市道に進入して右折しようとした公用車が左方から走行してきた軽自動車に接触し、当該軽自動車の右側面等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第１８０条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) １件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 15 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

2 万 8,260 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 8 年 7 月 31 日

(報告理由)

令和8年5月1日、市道郷曾吉川線において、この道路の管理上の瑕疵^{かし}により、道路の一部が陥没していたため、走行中の普通自動車の右側後輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第16号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

44万5,920円

(2) 債 権 者

東広島市安芸津町三津5787番地8

山下産業株式会社

2 専決処分年月日

令和8年8月6日

(報告理由)

令和8年5月18日、安芸津港において、貨物自動車が当該港から乗船するため
栈橋を走行した際、この港湾施設の管理上の瑕疵^{かし}により、栈橋から当該港の敷地に
架かっていた鋼板が当該貨物自動車の走行によって跳ね上がり、当該貨物自動車の
底部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたの
で、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決によ
り特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にする
ことができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議
会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事
項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 17 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

27 万 2,041 円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 8 年 8 月 17 日

(報告理由)

令和8年6月3日、胡麻近隣公園において、敷地内の樹木の枝が強風により折れて落下し、当該公園の駐車場に駐車していた普通自動車に当たり、当該普通自動車の屋根を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 18 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

30 万円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和 8 年 8 月 5 日

(報告理由)

令和８年６月９日、市道中山循環線と市道中山東西線の交差点において、公用車と小型自動車が発生し、当該小型自動車の前部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第１８０条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成２年１０月８日議決）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) １件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 19 号

専決処分の報告について

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

東広島市立高屋図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、これらの施設の位置の表示を変更するため、東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定に基づく住居表示の実施、地方自治法第260条第1項の規定による処分又は土地の表示に関する登記に伴い、市の行政機関若しくは公の施設の位置の表示又は行政機関の所管する区域その他の区域の名称が変更された場合に、当該変更に対応するため、関係条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年8月17日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立図書館設置及び管理条例及び東広島市高屋情報ラウンジの
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第3条 略			(名称及び位置) 第3条 略		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
地域図書館	略	略	地域図書館	略	略
	東広島市立高屋図書館	<u>東広島市高屋町中島450番地26</u>		東広島市立高屋図書館	<u>東広島市高屋町中島450番地5</u>
	略	略		略	略

(東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和6年東広島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(位置) 第2条 高屋情報ラウンジの位置は、 <u>東広島市高屋町中島450番地26</u> とする。	(位置) 第2条 高屋情報ラウンジの位置は、 <u>東広島市高屋町中島450番地5</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

